

借地借家法（抄）

（建物買取請求権）

第十三条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

- 2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに築造されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。
- 3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

（定期借地権）

第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合には、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。次条第一項において同じ。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によってしなければならない。

○京都市公有財産及び物品条例

昭和39年4月1日
条例第39号

京都市公有財産及び物品条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 公有財産
 - 第1節 行政財産(第2条～第4条)
 - 第2節 普通財産(第5条～第9条)
- 第3章 物品(第10条～第12条)
- 第4章 委員会(第13条～第16条)
- 第5章 雑則(第17条・第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市の公有財産及び物品の使用料、交換、譲与、無償貸付等に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公有財産

第1節 行政財産

(使用料)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者は、市長の指定する期日までに、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、年額、月額、日額又は1時間を単位とした額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として市長が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

(1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の様態、立地条件その他の事情を勘案して評定する額

(2) その他の物件 時価、取得価額、減価償却額、修繕費、保険料、使用の様態その他の事情を勘案して評定する額

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供する必要性が生じたため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(2) 管理上の都合により行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(3) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用料を減免することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、災害等やむを得ない理由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(3) 行政財産のうち、寄附に係るものについて、当該寄附者が使用するとき。

(4) その他公益上又は管理上特に必要と市長が認める用に供されるとき。

(延滞金)

第3条 市長は、行政財産の使用料の納入について督促をしたときは、当該使用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又

はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(貸付料等の減免)

第3条の2 第2条第4項及び前条第5項の規定は、行政財産の貸付料又は延滞料を減額し、又は免除する場合に準用する。

(過料)

第4条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第2節 普通財産

(交換)

第5条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

(1) 本市において、公用または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国または他の地方公共団体その他公共団体において、公用または公共用に供するため、本市の普通財産を必要とするとき。

(3) その他交換することが、本市に有利であると市長において認めるとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(譲与または減額譲渡)

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(3) 公用または公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(4) その他公益上特に必要と市長が認める用に供されるとき。

(貸付料等の減免)

第7条 第2条第4項及び第3条第5項の規定は、普通財産の貸付料又は延滞料を減額し、又は免除する場合に準用する。

(現物出資)

第8条 普通財産は、価額が40,000,000円以下のもので、次の各号の一に該当するときは、出資の目的とすることができる。

(1) 公益法人その他公共的団体に対し、出資を必要とするとき。

(2) その他の法人または団体に対し、公益上特に出資を必要とするとき。

(支払手段としての使用)

第9条 普通財産は、価額が40,000,000円以下のもので、金銭給付に代えて弁済することが特に有利と認められるときは、支払手段として使用することができる。

第3章 物品

(交換)

第10条 物品は、次の各号の一に該当するときは、本市以外の者が所有する同一種類の動産と交

換することができる。

- (1) 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるとき。
- (2) その他交換することが本市に有利であると、市長において認めるとき。

2 第5条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(譲与または減額譲渡)

第11条 物品は、次の各号の一に該当するときは、譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公用または公共用に供するため寄附を受けた物品または工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品または工作物の解体もしくは撤去により、物品となるものを寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (2) その他特に公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。

(貸付料の減免)

第12条 物品は、公益上特に必要があるときは、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

第4章 委員会

(委員会)

第13条 市長は、公有財産の処分、貸付け等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、委員会を置くことができる。

(委員会の組織)

第14条 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 雑則

(公営企業の特例)

第17条 第2条第4項又は第3条第1項若しくは第5項(第3条の2又は第7条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により市長が行うこととされている事務は、管理者が置かれている公営企業においては、当該管理者が行うものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市財産及び営造物条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例により財産の使用許可又は貸付けを受けている者で、旧条例第11条ただし書又は第13条第2項ただし書の規定により使用料、貸付料又は延滞金の減免を受けているものは、それぞれ第2条第4項、第3条第5項、第7条又は第12条の規定により、使用料、貸付料又は延滞金の減免を受けている者とみなす。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において

「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則(昭和41年12月16日条例第44号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月1日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(施行日前の督促に係る手数料の不徴収)
- 2 この条例の施行の前にした督促に係る手数料は、徴収しない。

附 則(平成11年12月9日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年11月9日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第72号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の京都市公有財産及び物品条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

京都市暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 暴力団排除のための施策（第7条～第13条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第14条）
- 第4章 雑則（第15条～第17条）
- 第5章 罰則（第18条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団排除に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための本市の施策その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により本市の行政、本市の区域内における事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより本市の区域内における事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で別に定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として別に定めるものをいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 公共工事 本市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団排除は、暴力団が本市の区域内における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、国、京都府、本市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、国、京都府、法第32条の2第1項の規定により京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、本市が実施する暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、本市が実施する暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 暴力団排除のための施策

(市民等に対する支援)

第7条 本市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 本市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除の社会的気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(本市が設置した公の施設の使用の不許可等)

第9条 市長、公営企業管理者及び教育委員会（以下「市長等」という。）並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、本市が設置した公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の使用に係る許可その他の処分をせず、又は当該処分を取り消すことができる。

(利益付与処分に関する措置)

第10条 市長等及び指定管理者は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、別表に掲げる許可その他の何らかの利益を付与する処分（暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがあるものに限る。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

- 2 市長等及び指定管理者は、別表に掲げる利益付与処分を受けた者が暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。

(本市の財産の貸付け等の禁止)

第11条 市長等は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、地方自治法第238条の4第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定してはならない。

- 2 市長等は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可をしてはならない。

- 3 市長及び公営企業管理者は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定してはならない。

- 4 市長等は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与してはならない。ただし、災害による応急救助の用に供するときその他の市長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(公共工事からの暴力団排除)

第12条 本市は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

- 2 本市と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

- 3 次に掲げる者は、本市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

- 4 次に掲げる者は、本市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (4) 前項各号に掲げる者

- (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 本市及び元請契約者等（元請契約者並びに第3項各号及び前項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 当該契約の契約金額（1件の公共工事に関し同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2以上あるときは、その契約金額の総額）が1,500,000円未満の場合
- (2) その他別に定める場合

6 本市及び元請契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

（本市の事務事業における措置）

第13条 前4条に定めるもののほか、本市は、契約に係る事務その他本市の事務又は事業において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないように、暴力団員等及び暴力団密接関係者を契約の相手方にしないことその他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

第14条 本市は、本市が設置する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講じるよう努めるものとする。

3 本市は、前項に規定する者に対し、講師の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 雑則

（報告又は資料の提出）

第15条 市長及び公営企業管理者は、第12条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（京都府警察本部長への照会）

第16条 市長等は、この条例の規定に基づき暴力団排除の措置を講じようとするときは、当該措置の対象となる者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であるかどうかについて、京都府警察本部長の意見を聴くことができる。

(委任)

第17条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

第18条 第12条第5項に規定する誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第19条 第15条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第20条 法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第21条 第12条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者等は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

- (1) 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定
- (2) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (3) 水道法第16条の2第1項の規定による指定
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文若しくは第6項本文、第7条の2第1項本文、第8条第1項、第9条第1項本文若しくは第9条の5第1項の規定による許可、同法第7条第2項若しくは第7項の規定による更新又は同法第9条の6第1項の規定による認可
- (5) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可
- (6) 京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項（これらの規定を同条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (7) 京都市公共下水道事業条例第5条第2項の規定による指定
- (8) 京都市中央卸売市場業務条例第11条第1項の規定による登録、同条例第16条第1項若しくは第29条第1項の規定による許可、同条例第21条第1項若しくは第2項、第22条第1項、第33条第1項若しくは第2項若しくは第34条第1項の規定による認可又は同条例第25条第1項の規定による承認

- (9) 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の規定による登録
- (10) 京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定による決定